

豊臣政権の算用体制

谷 徹也

豊臣政権の蔵入地（直轄領）は、その権力基盤とみなされ、これまでも多くの研究蓄積を有する。先行研究では、蔵入地がどこに設置されたのか、もしくは朝鮮出兵時にどのように兵糧米を調達したのか、という点に関心が集まっていた。本稿は、蔵入地を統括する政権中枢が、どのような手段で算用（決算）を行っていたのかに着目することで諸研究の見直しをはかり、もって政権の内部構造や蔵米（蔵入地から収納された米）納入の実態に論及するものである。

最初に、蔵入地に関する財政文書の考察を行った。それは豊臣秀吉の発給した「切符」「請取状」「皆済状」と、奉行の発給した「算用状」に分類できる。「切符」は蔵米の用途を指定するため、蔵入地代官に宛てて、誰に米を渡すべきかを記した文書で、「請取状」は政権に上納された換金分に対する請取証文である。決算のために発給された「皆済状」の機能は天正末年（1590年頃）には「算用状」に受け継がれ、「算用状」の支出項目には「切符」と「請取状」の内容が記載されるようになった。それらの文言や秀吉の自筆部分の存在から、米穀や貨幣の使途と蔵入地の免租率（課税率）については秀吉が最終権限を握っており、奉行には決算の権限のみが分与されたことがうかがえる。

ついで、算用主体の変遷について考察した。初期には、伊藤与左衛門のような商人的な性格を有した家臣があたっていたが、のちには奉行がその役割を担った。「算用状」を発給する奉行は、特定の人員と職掌を有する算用奉行であったとみなせる。その構成員は最初、^{なつか}長束正家と^{ました}増田長盛の二名であったが、そこに浅野長吉と玄以が加わった。浅野の失脚後に遡及して発給された起請文前書により、その職掌が明文化され、算用奉行は政権の重要な政務集団として定置された。その後、石田三成が算用奉行に加わり、秀吉死後にはその機能は「五奉行」制の中に継承された。なお、関ヶ原戦後には片桐且元と^{こいで}小出秀政が同様の役割を担った。

蔵入地からの収入は現地で消費されるものが大半であり、中央に届く分は金銀が主要な割合を占めた。しかし、代官からの「免目録」や「算用状」

の案文（下書）の提出は遅延が常態化しており、政権は過怠銀などの罰則を課すようになった。このように、政権は算用奉行による決算を制度化していたものの、蔵入地支配を徹底することはできなかつたと評価できる。